

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（証券専門会社等の業務等）	（証券専門会社等の業務等）
第十条（略）	第十条（略）
2（略）	2（略）
3 法第四条の一第一項第一号、第四条の二第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第一項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所をいつ。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。	3 法第四条の一第一項第一号、第四条の二第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第一項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所をいつ。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。
一〇七（略）	一〇七（略）
八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号） 第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社	八（新設）
九（略）	八（略）
4~8（略）	4~8（略）